

さいたま市規則第 86 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 20 年さいたま市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(環境負荷低減計画の作成等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 11 条第 2 項前段の規定による環境負荷低減計画の提出は、前項の規定により環境負荷低減計画を作成しなければならない年度の 8 月 31 日までに環境負荷低減計画作成（変更）報告書（様式第 1 号）に添付してしなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(取扱量等の報告)</p> <p>第 58 条 条例第 74 条第 2 項の規定による報告は、毎年度 6 月 30 日までに、特定化学物質取扱量等報告書（様式第 26 号）によってしなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、市長が当該事由を勘案して定める期限までに報告をしなければならない。</u></p>	<p>(環境負荷低減計画の作成等)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 条例第 11 条第 2 項前段の規定による環境負荷低減計画の提出は、前項の規定により環境負荷低減計画を作成しなければならない年度の 8 月 31 日までに環境負荷低減計画作成（変更）報告書（様式第 1 号）に添付してしなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(取扱量等の報告)</p> <p>第 58 条 条例第 74 条第 2 項の規定による報告は、毎年度 6 月 30 日までに、特定化学物質取扱量等報告書（様式第 26 号）によってしなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。